

明治後期の天皇・皇后像に関する一考察

明治神宮教学研究センター研究員

佐藤 一 伯

はじめに

本稿では拙稿「明治天皇「聖徳録」の誕生⁽¹⁾」の問題意識を継承して、明治期後半（一九〇〇年前後）における、日本人の天皇・皇后像を考察する。この時期にわが国は、憲法の制定と議会開設という近代日本国家の統治機構・制度上の重要な画期を経て、さらに日清・日露の二大戦争を経験した。近代国家の体制がほぼ整い、「日本型国民国家形成」の一つの段階が完了した⁽²⁾とされる当時において、人々は天皇・皇后にどのような印象を抱いていたのか。その解明に向けて、新聞・雑誌記事や書籍、修身教科書などを素材として一つの調査を試みる。

本論に先立ち問題の所在を確認しておきたい。まず、最近の先行研究に羽賀祥二氏の論文「天皇と巡幸」がある。この論文では明治前期の巡幸や軍事演習・聖蹟・記念碑などが扱われているが、特に「天皇と軍事との関わり」に注目し、「天皇と軍事演習」の節で次のように述べている。

天皇の国内視察という問題として軍事演習視察を考えると、明治天皇の後半生は軍事との関わりをたえず持ち続けようという強い意思をそこに確認することができる。もちろんその時代が日清・日露という両戦争の時代で

あつたことの影響が大きいことはいうまでもない。⁽³⁾

また、明治二十三年（一八九〇）三月三十日より四月二日まで愛知県下で行われた陸海軍連合大演習は、風雨の中、天皇が愛馬金華山に乗って統監の労を執られ、後に「雨中の大演習」として修身の教科書でも紹介されたことなどに触れ、

これらの教科書では、苦楽をともにする事実として雨中を統監する天皇、加えて日清戦争の時広島大本營で普通の、古びた備品を使う天皇を描き、一八九〇年代の戦争指導者としての明治天皇イメージを作り出していったのだ。⁽⁴⁾と、明治後半以降に「戦争指導者」としての明治天皇像が形成されていったことを強調している。こうした見解が妥当か否か、換言すれば当時の教科書等における明治天皇像の実態が検討課題の一つであろう。

牧原憲夫氏が指摘しているように、近代の「天皇制」研究には膨大な蓄積があるものの、イデオロギーや制度の形成過程に関する考察が中心であり、民衆の天皇観は必ずしも十分に解明されて来なかつた。しかも幕末から明治前期（一八八〇年代まで）の近代国家形成期と昭和期（一九三〇年代以降）の二つの時期に研究の関心が集中し、明治後期の天皇像に関する考察はきわめて少ない。その結果、「帝国憲法体制の成立以後、一貫して民衆を呪縛しつづけたかのよ⁽⁵⁾うなイメージが依然として有力」となっている。例えば井上順孝氏は次のように述べている。

天皇の神格化は、明治後半に顕著になる。このことに影響を与えたのは一八八二（明治一五）年の軍人勅諭、一八九〇（明治二三）年の教育勅語などである。これらが国民に浸透することによって、天皇が現御神であるという意識は次第に強まっていった。⁽⁶⁾

教育勅語の普及などによって、明治後半に天皇の神格化が顕著になったとしている。こうした見解は、かつて村上重良氏が教育勅語について「天皇の現人神としての宗教的權威に淵源」する「おそるべき強制力をもつ国民道徳の規範となつた」と述べたのを大筋継承したものと見られる。明治後期に天皇が、一般人の接触できない恐れ多い「神」

と化したとする指摘は、他にも多木浩二氏や原武史氏が「御真影」や行幸の研究を通して、「視覚化政策」(または「視覚的支配」)という視点で論じている。⁽⁸⁾

しかし近年、新田均氏や鈴木貞美氏によって、近代の「天皇制」に対するイメージは、第二次大戦後につくられたマイナスの「伝統の発明」の系譜に連なるものであることが指摘されている。⁽⁹⁾例えば鈴木氏は次のように述べている。第二次大戦後から今日まで、明治維新以来、神がかった国体論や天皇の神格化がずっとつづいていてきたかのよう⁽¹⁰⁾にいわれることが多い。……その根拠としてあげられるのは「軍人勅諭」(一八八二)、「大日本帝国憲法」(一

八八九) 第三条(天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス)、そして「教育勅語」(一八九〇)である。……だが、明治中期からの明治知識人の政体論の主流は、その内実は様ざまでも、立憲君主制論をとっていた。……つまり「明治以来の天皇制イデオロギー」論は、第二次大戦後につくられた、マイナスの「伝統の発明」のひとつといえるだろう。

実際、籠谷次郎氏の調査によると、学校における御真影拝戴が「全国的規模において普及するのは……昭和初期に入ってからで、……政府の意図にもかかわらず、明治・大正期には普及度は高いとはいえず、教育勅語についても明治期には民衆・官僚層を問わず「通俗的な道徳としての理解が支配的」であり、「後年いわゆる「天皇制教育」との関連で理解されるような実態とは、かなりの隔たりがある」と指摘されている。⁽¹⁰⁾

こうした先学の諸説や研究成果を念頭に置きながら、明治後期の天皇像の実態を考察していきたい。

さらに、本稿では同時期の皇后(昭憲皇太后)像をあわせて考察する。若桑みどり氏は「皇后の肖像」で、「女性の「統御と支配」に果たした皇后の役割という視点から、

天皇が軍事・政治・産業という「男性的」領域における国家指導者という役割を与えられたように、皇后は近代国家のなかであらたに女性の領域であることが先進国によって示された領域、すなわち、看護、繊維産業、福祉事業、女子教育の四部門の指導者としての役割を与えられた。⁽¹¹⁾

と述べている。近代国家の指導者としての、天皇と皇后の性差による役割分担という視点は、行幸啓を分析した片野真佐子氏によっても提示されている。⁽¹²⁾ 本稿では、マスメディアや教科書の分析をとおして、人々の皇后像の実態を天皇像や皇室像と関連して考察し、先行研究の問題点を検討したい。

一、日清戦争時の天皇・皇后と新聞雑誌

明治二十七年（一八九四）八月一日、清国に対する宣戦の詔が発せられ、五日に大本営（六月五日参謀本部に設置）が宮中へ移された。さらに九月八日には、参謀総長有栖川宮熾仁親王の奏請（九月一日）をうけて大本営の広島進駐を発令、土方久元宮相や徳大寺実則侍従長はじめ宮内省官吏、伊藤博文首相が供奉を拝命し、十三日朝、新橋停車場より広島へと進発した（十五日着御）。以来大本営は、翌年四月二十七日の京都市幸まで約八カ月にわたり、広島城址の第五師団司令部（木造二階建）が充てられた。二階正面の一室（二十四坪）が御座所で、その中央よりやや西側に玉座、後方に金屏風を回して剣璽奉安の案と天皇御璽の案を置き、政務・軍務はもとより寝食もこの一室で営まれたことなど、周知の伝記的事実については多言不要であろう。⁽¹³⁾ ここでは、当時の天皇・皇后の様子について、新聞・雑誌がどのように報じていたのか見ておきたい。

まず、博文館発行の雑誌『太陽』創刊号（明治二十八年一月五日発行）を取り上げる。大橋新太郎（博文館創業者大橋佐平の長男）は巻頭言「太陽の発刊」で次のように述べている。

一昨年二十六年三月、家父佐平、広く欧米支那各国を歴遊し、新聞雑誌書籍出版状況を視察し、大に得る所あり。……日清開戦の事起りしより、事体頗る大なるを以て日清戦争実記を発行せり。幸ひに其の発行高は望外の結果を生じ、……第十三編までにして三百余万冊の巨額に達するに至る。……戦争実記の需要多きは独り戦争に關す

るのみならず、亦以て図書の需要全国に遍きに至りしを証するに足れり。⁽¹⁴⁾

欧米諸国では一八九〇年代より識字率の向上と相俟つて、国民の関心事や小説、イラスト等を盛り込んだ月刊総合誌 (General magazine) の刊行が相次ぎ、商業的成功を収めていた。博文館は『日清戦争実記』(第五十編・二十九年一月で終刊)の成功に「同胞諸君が……意を戦況に注ぐのに熱心なだけでなく、「漁樵も尚よく文字を解するの盛運」が到来したことを実感し、「雑誌界の革新を企て」、家父佐平が海外視察後に構想した「大雑誌」(総合雑誌)の発刊に着手、既刊の雑誌をことごとく廃刊し、『太陽』創刊に踏み切つたのであつた。⁽¹⁵⁾

「太陽の発刊」はさらに言う。

今後の同胞四千万は復た深窓に眠るの日本人に非ずして、五大洲中に独歩するの大日本人と為れり。豈我邦第二の維新を為す時ならずと謂はんや。／＼此時に当りて大に世界に智識を求め、我邦文明の真相を發揮して之を宇内に宏にせんこと、蓋し国民の任務たり。……今『太陽』の期する処は普く専門諸大家の力を集め、広く中外諸人に紹介して以て相互の智見を交換せしめんとするに在り。是我が『太陽』が当代第一流の諸名家にのみ執筆寄稿の勞を請ひ、成るべく平易に成るべく趣味多からしめんと力むる所以なりとす。⁽¹⁶⁾

日本は二十七年九月に平壤を占領し、黄海海戦で北洋艦隊に勝利して制海権を獲得、十月には陸軍が遼東半島に上陸し、翌月には旅順要塞の陥落に成功した。こうした良好な戦況が「宇内の一大強国を生じたるの感」をもたらし、「茲に全力を『太陽』に尽し、一方には智識を万国に求むるの途を啓き、一方には国光を世界に輝かすの端を開き、敢て第二維新の大業を贊助」しようとして企図する要因になつたことも見逃せない。

『太陽』は博文館既刊の『日本大家論集』・『日本商業雑誌』・『日本農業雑誌』・『日本之法律』・『婦女雑誌』を併合・新編成した総合雑誌といわれている。⁽¹⁷⁾鈴木貞美氏が明らかにしたように、各欄の半数以上「論説」・「家庭」・「政治」・「法律」・「商業」・「農業」・「工業」以外は新企画の趣があり、学術的・啓蒙(教育)的色彩が強く、「当節の日本人が一国民

として身につけるべき平均的な教養や常識、知っておくべき知識を網羅して提供するという姿勢」が反映している。⁽¹⁸⁾
こうした中で、後半の「社会」欄に「聖徳」と題する記事が掲げられている。まずその内容を見てみよう。

叡聖文武にましませる我が大元帥天皇陛下には、……親しく大纛を広島に進めさせたまひ、九月十三日の朝暎と共に六龍東京を出でさせたまひて、十五日にぞ広島城なる第五師団に御着輦あり、かくて残る暑さの烈しき頃より、嚴冬・近寒の今日に至るまで、畏くもいぶせき一室を行在所とも大本営とも定めたまひ、四千余万の赤児の上、懸軍万里の将士の上、はた軍機戦陣の事どもに大御心を勞せさせたまふの外、聊か聖慮を慰め奉るべきものとはなきに、尚国家の多事を慮らせたまひて、仮初の行在所の建築をだに許したまはず、惟清国の迷夢を醒し、朝鮮の独立を扶持し、国威を天下後世に宣揚したまはん事にのみ叡慮を傾けたまひぬるこそ、畏こしとも畏き限りにはあれ、……

尚記し奉らんも畏けれども、上御一人の御盛徳此の如し、而して猶且皇太后宮陛下、皇后宮陛下の或は軍人義捐の資中に御手許金を下し賜はり、或は尊き限りの御手を勞せさせて、御親から綳帶をさへ作らせ、以て遙に野戦病院に下したまはるが如き、身戦陣にあるの武夫はをろか、臣民たるもの誰か至仁の懿徳に感泣し奉らざるものぞ。

まして皇太子宮殿下の聡明におはせらるゝ、尚御幼冲におはしたまふにも拘らず、……御孝義の御美德は、……僅に侍従の臣下を召具して山陽の東、広島城には行啓あり、親しく麗はしき天機を伺はせたまひて、聖慮の万一をも慰め奉り、……

この記事では、天皇が広島大本営の一室で寒暑を厭わず、四千万国民と出征兵、戦況のことを気遣われていること、皇太后・皇后が野戦病院に御手製包帯を下賜するなど軍人に仁慈の御心を示されたこと、皇太子（当時教え十六歳）が御孝心をもって広島に行啓、大本営の天皇を慰問されたことなどを紹介している。「社会」欄は「現社会の大勢上大

関係ある事実にして以上諸欄に入るべからざるものを集「めたものでつた。つまり「家庭」・「政治」・「法律」・「文学」・「科学」などには属さない、いわば「その他」の社会世相として括られていた。このように『太陽』において、天皇・皇后の「聖徳」は「社会」欄のトップに掲げられ、国民の拜承すべき常識として尊重されていたことは間違いないが、雑誌の構成上「社会」欄そのものは下位の項目に置かれ、分量的にも僅かな紹介に留まっている。この事実のみをもって当時の国民の天皇（皇室）への意識を推し測ることは早計だが、以後も『太陽』にはしばしば天皇・皇后に関する記事が紹介されているものの、他のジャンルの記事に比して分量は少なく、つねに教養・知識上の主要な関心事になつていたとは考えられない。

こうした中で日清戦争時の新聞を瞥見すると、天皇・皇后の「聖徳」に関する記事や論説は、他の時期すなわち平時に比較して充実していたといえる。例えば福沢諭吉は『時事新報』紙上に「天皇陛下の御聖徳」と題する論説を掲げている。

開戦以来天皇陛下には大本営を広島に進められて親しく軍旅の事を視させ給ひ、……軍事の爲め御精勵の程は実に恐れ入たる次第にして、我輩は竊に伝承して只感涙に咽ぶのみ。……行在所は世人の知る如く第五師団の司令部にして、其中の十畳二間を以て御座の間に充てられ、……御不便御不自由は申す迄もなく、何事も簡易質素を旨とせられて、日常諸般の御有様は恐れ多くも中等以下の生活にも比し奉る可く、実に我帝室空前の御事にし¹⁹て、今上皇帝の御身に御経験なきのみか、古来未だ嘗て事例をも聞ざる所の御不自由なり。

また、『東京日日新聞』には次のような論説が掲げられている。

伏て惟に 皇上親ら統軍の斧鉞を執らせて大本営を広島に遷させ玉へるは昨秋の九月なりき、爾来月を経る九箇月、其日たる二百六十日、此間広田なす宸念はいかに悩み思し召したる、真金なす聖体はいかに^{いづか}勞はしうもせさせ玉へる、兵士の飢餓を憫れませては幾回か御膳を斥け玉ひたるにあらずや、其の寒苦を思し遣らせては御前

の火を遠ざけさせつるにあらずや、野宮の難儀に大宮の築造をとめさせ、我々すらも猶ほ得堪ふまじき行在の御手狭に忍ばせ玉ひつる、此等の御聖徳申せば更らなり、兵士の王事に斃れたる由聞し召しては其が郷貴を悉しうも問はせ、將軍野に勞すれば慰諭の聖勅を賜はせつ、夜の御殿も御夢を安らかに結ばせ玉ふ便やすがなく、昼の供御も肝けて食て屢々御味ひを忘れ玉へる、吾曹が漏れ承はる処のみにても七八に已らず、同胞臣民の伝へ承りて感奮の涙を濺ぎ奉れるものそも幾許か候ふべき⁽²⁰⁾

例示した二紙の論説は、天皇が広島大本營の一室で「御不便御不自由」を厭わず、調度品なども「簡易質素」を旨とし、兵士の飢えと寒さを案じては御食事や御前の火鉢を遠ざけるなど、軍務「御精励」の姿を特筆している。

次に皇后の御動靜については、

皇后陛下には今回の戦争にて負傷又は凍傷の爲め手足を失ひたるものに人工手足を賜ひ其の費用は御手許金を以て御支弁遊ばさるゝ旨仰出されたり。⁽²¹⁾

あるいは、

……又日本赤十字社内上等室には同(皇后)陛下恩賜の繙帯として千二百個入五箱を陳列せるが、右は今度陸軍予備病院第三分院と定められたる日本赤十字病院に於て之を使用する筈なりと。猶又聞く所に依れば呉鎮守府に在る敵兵負傷者も、我兵と同じく擬足擬手御下賜の旨石黒(忠憲)軍医総監に御沙汰ありたる由。⁽²²⁾

など、戦傷兵への義手・義足や御手製包帯下賜などの記事がしばしば紙面を賑わせた。⁽²³⁾ また、明治二十八年(一八九五)二月十六日には皇太子とともに東京陸軍予備病院に行啓、さらに三月下旬の広島行啓の際には、広島陸軍予備病院(二十二日)、同第一分院(二十四日)、同第三分院(二十六日)、同第二分院(二十八日)、呉鎮守海軍病院(三十日)を慰問された。

戦時中に明治天皇が垣間見せた「御質素」・「御精励」の様子、および昭憲皇太后の「御仁恤」の行動、すなわち両

陛下の「聖徳」は、新聞雑誌が伝える日々の戦況・社会情勢に関する情報の中で、一際人々に印象深いものであったと思われる。

二、日露戦争時の天皇・皇后——御製御歌の新聞掲載——

引き続き十年後の日露戦争時の記事を通して、戦時における天皇・皇后像を考察したい。⁽²⁴⁾

明治三十七年（一九〇四）二月四日午後二時二十五分、明治天皇は伊藤博文・山県有朋・井上馨・大山巖・松方正義の五元老と首相桂太郎・外相小村寿太郎・陸相寺内正毅・海相山本権兵衛・蔵相曾根荒助の五閣僚を表御座所に召し、御前会議を開かれた。二時間に及ぶ論議の末、ロシアとの国交断絶、軍事行動開始が裁可される。会議後に内廷に入られた天皇は涙ながらに、

今回の戦は朕が志にあらず、然れども事既に茲に至る、之れを如何ともすべからざるなり……事万一蹉跌を生ぜば、朕何を以てか祖宗に謝し、臣民に対するを得ん、

と呟かれ、それ以降は「眠安らかなる能はず、朝夕の饜御亦多く旨味を覚えたまはず、日を経て頗る健康を害ひたまふに至」ったという。⁽²⁵⁾

新聞は「開戦以来日曜、祭日も御休暇なく内外万機の御親裁」と、休日返上の精励ぶりを伝えている。また、「陛下には斯の厳寒中に御座所の暖炉を焚しめ玉はず……出征の人々が厳寒酷冽の地に風雪と闘ひつゝあるを叡慮にかけさせられ、畏くも御同情を寄せさせ玉ふ」とある。厳冬の中、風雪と闘う兵士を想い、天皇は御座所の暖炉を控えられた。こうした「御同情」は出征兵のみに及んだものではなかった。三十七年七月十一日には東京帝国大学卒業式に臨御され、教育精励の御沙汰を賜った。新聞は「有事の日に方りて、文を励まし給ふ聖慮の宏遠なる、啻に教育の局に

当り、育英の事業に従事するもの、みならず、亦た一般国民の斉しく感激に堪えざる所たらずむばあらず」と称えた。⁽²⁸⁾
皇后のご活動も目を引く。包帯製作が日清戦争時と同様に実施され、「皇后陛下、東宮妃殿下より、今回陸海軍負傷者に対し御手製の繙帯数巻恩賜」⁽²⁹⁾、「皇后陛下より昨日海軍に対し御手製の繙帯二百缶（一缶十二巻入り）を下賜」⁽³⁰⁾など、その模様がしばしば報道された。また、義手・義足が日本軍の負傷兵のみならず、松山の病院に収容されたロシアの負傷兵にも、皇后の思召しにより下賜されたことが報じられている。⁽³²⁾

こうした記事は日清戦争時の天皇の「精励」・皇后の「仁慈」を彷彿させるものがある。しかし当時の皇室関係の記事で最も注目されるのは、天皇の御製および皇后の御歌が、頻繁に紙面を賑わせていたことであろう。つまり、国民は日露戦時下の御詠を、ごく一部ではあったが、新聞を通してほぼリアルタイムで拝誦していた。⁽³³⁾

例えば徳富蘇峰主宰の『国民新聞』は三十七年十一月七日、「御聖徳の一端」と題して、「こらはみないくさのには出てはて、翁やひとり山田もらむ」、「ちはやふる神のころにかなふらむわかくに民のつくす誠は」、「四の海みなはらからとおもふ世になと波風の立さわくらむ」の三首の御製を紹介し、さらに翌日の社説で次のように述べている。

吾人が前号の紙上に於いて、敬録の栄を辱ふしたる、御製の三首は、単り帝国臣民の心胸を躍らしむるのみならず。併せて世界列国民をして、我が天皇陛下の聖徳を仰がしむ可き、高調を發揮したるを信ず。如何に陛下が、出征の軍隊、及び其の家族に軫念を勞し給ひつ、ある乎。如何に国民の義勇奉公の誠心を、感納遊ばされつ、ある乎。將た如何に世界の平和、国際間の好意を、思召しつ、ある乎。⁽³⁴⁾

三首の御製には、日本人のみならず世界中の人々にも伝達すべき、天皇の「聖徳」が発露している。そして「天皇陛下の大御心を中心とし、一国の人心、悉く皆な之に向て一致することこそが、真実の「拳国一致」だと強調している。『国民新聞』はこれを皮切りに、以後もしばしば御製と皇后の御歌数首を紙上で紹介した。

他紙も追従するように掲載を開始しているが、庄巻は三十八年三月二十八日の「東京日日新聞」で、「玉の御声」という記事中で御製二十七首・皇后御歌七首、計三十四首を一挙に掲げた。⁽³⁵⁾

聖上皇后兩陛下ともならばまして和歌に御堪能にあらせらるゝことは、内外臣民の欽仰する所なり。而して従来毎年一月歌御会始の外は御製御歌とも公けにせられざるにより、平生遊ばざる、尊とき御詠も伺ふことを得ず只管惜しきこと、思ひ居りしに、開戦以来軍国の御事繁き中より軍隊の状況を思召され御軫念の余り詠ませ給ひし御製御歌の数千首あるが中より、此程然る方の敬唱せらるゝを密かに洩れ伺ふことの光栄を得たるにより、謹みて記し奉り御聖徳を仰ぎ慕ふの一端に供せん。中にはかつて本紙既記の分もあれど、重複を厭はず掲ぐることはなしぬ。

御製

をりにふれて

きたひたる劍の光いちしるくよにか、やかせわかいくさ人
いかならむ葉すゝめて国のためいたておひたる身をは救はむ
山を抜くひとのちからも敷島の大和こころそもとゐなるへき
石たたみかたき皆もいくさひと身を捨て、こそうち碎きけれ
しきしまの大和心の雄々しさは事あるときそあらはれにける
夢さめて先つこそ思へいくさ人向ひしかたのたよりいかにと
児等は皆軍のにはに出て果て、おきなやひとり山田もるらむ
千早振神のこゝろにかなふらむわが国たみのつくすまことは
四方の海皆はらからと思ふよになとあた浪のたちさわくらむ

いそのかみ古き例をたつねつゝ、あたらしきよのことも定めむ
あさみとり澄み渡りたる大空の広きをおのかこゝろともかな

(中略)

皇后宮御歌

をりにふれて

国民をあはれみ玉ふひとことの玉の御声そ世にひゝきける

戦ひのかちの便りを聞くことにみいくさ人の身をおもふかな

あてひとも心あはせて国のためいたておふ身をもるよなりけり

国の為いたて負ふ身を写し絵は見るになみたそ催ほされける

頼もしき何はあれとも戦かひにかたてはやまぬ大和たましひ

国のため心つくしてかちいくさ祈るかうれししもかしもまで

寒夜埋火

大宮の火桶のもと寒き夜にみいくさ人はしもやふるらむ

この記事は重要な事実を語っている。通常、新年の歌御会始を除いて、御製・御歌が公表されることはなかった。ましてメディアを通じて短期間に、これほど大量に流布するのは極めて異例のことであった。しかし、同紙は光榮にも「然る方」から「密かに洩れ伺」ったのだという。

その「然る方」とは、宮中御歌所長の高崎正風まさかぜであつたとみられる。旧薩摩藩士で、郷里の八田知紀はつたちのりに師事して桂園派の和歌を学び、明治九年御歌掛、十九年御歌掛長、二十一年の御歌所設置以降四十五年二月に亡くなるまで御歌所長であつた。明治天皇は歌道の師として全幅の信頼を寄せ、膨大な詠草のほとんどは高崎が点じた。⁽³⁶⁾

当時の事情を御歌所関係者の著述から窺つてみよう。まず千葉胤明（明治二十五年より御歌所勤務、四十年御歌所寄人の『明治天皇御製譚話』（昭和十三年）によれば、御製の公表を求める声は大きかったが、高崎は躊躇していた。というのも、かつて岩倉具視に示した御製が世間に流布し、「朕が許さぬうちは未熟な歌を他に洩らしてはならぬ」とお叱りを受け、勅封を蒙つたのだという。しかし弟子達の熱心な懇願にあい、熟慮のすえ「何でもない事だ。一死を以て御詫び申上げることだ」と決断する。

……先生は御歌所に出勤され、私を呼ばれて、

「もう安心だ。一通は田中（光顕）宮内大臣へ、一通は徳大寺（実則）侍従長兼内大臣へ、又一通は岩倉（具定）侍従職幹事へ差出して来た。違勅の罪は自分一個に於て引請け決して御迷惑はかけぬ、唯高崎がかういふことを致して居るといふことを承知して貰い度い、というて来たから、もう何の心配もない。」

と、言はれました。私もこれで始めて宿願が達したので感泣しました。それ以来、新聞雑誌の乞ふがまゝに、これを授けられましたので、御製が一時にパツと天下にひろがりました。その数は、前後を通じて数百首にも及んだと思ひますが、これは全く先生の決死の覚悟の御蔭であります。⁽³⁷⁾

また明治四十年より大正九年まで御歌所寄人を務めた井上通泰は、講演「明治天皇御集編纂に就いて」（昭和二年三月）で次のように述べている。

さて明治天皇の御製が新聞に出て世間に漏れ始めたのは明治三十七八年戦役の頃では無かつたか。……これは當時の御歌所長高崎男が漏されたのである。……故侍従長徳大寺公爵から承つた話であるが、或時天皇は御製の頻々として新聞に出るのをにがにがしく思召されて高崎男を御召になつて軽く御咎になつた。無論高崎男は竜顔に対し奉らずして俯伏して奉答するのである上にカナ聲で御言葉がよく聞えぬから御叱になつて居るのぢやとは気が附かずに「御製を世に漏すといふ事は世道人心の為に非常によい事と存じまして致した事でございます、も

し之について御咎があらば正風は切腹して申訳を致します」と申上げて調子に乗つて手で腹を切るまねをして御覧に入れた。……定めて陛下にもをかしくおぼしめしたであらうが重ねて御咎は無くして其俣に遊ばされたといふ事でございます。⁽³⁸⁾

二人の著述は大衆向けの脚色を多少含んでいるかもしれないが、高崎の企図によって日露戦時中に御製が漏洩したことは紛いなき事実であらう。⁽³⁹⁾

では御歌所長の勇断で新聞各紙に掲げられた御製の数々を、人々はどう受け止めたのだろうか。例えば『時事新報』が明治三十八年元日に発表した懸賞和歌（佐佐木信綱選）の佳作に次の一首があった。

軍人あはれみ給ふすへらきの御歌拝みて独りなくなり（尾張・塚本彦三郎）

また一月末から二月にかけて、侍従武官長の岡沢精は満州軍・遼東守備軍などを巡問した際、兵士たちに両陛下の御慰問の思召しを伝達した後、御製・御歌を五首ずつ声ほがらかに奉誦した。岡が紹介した御製は、

きたひたるつるきのひかりいちしるくよにか、やかせわかいくさ人

いかならむ葉すゝめて国のためいたておひくる身をはすくはむ

などであり、皇后御歌は、

たゝかひのかちのたよりをさくことにみいくさ人の身をおもふかな

たのもしきにはあれともたゝかひにかたてはやまぬやまとたましひ

などであった。公的伝記である『明治天皇紀』はこの時の情景を「聞くもの皆感泣す」と記録しており、当時の新聞や出版物（聖徳録）でも取り上げられた。⁽⁴⁰⁾ こうした事例から、両陛下のご心情の表れた御製・御歌は国民に感銘を与えたものと推察される。

三、天皇の「御精励」・皇后の「御仁慈」——修身教科書の特徴——

これまで日清・日露戦争時の新聞・雑誌を中心に概観したが、いずれも天皇の「精励」と皇后の「仁慈」を伝える記事が多いことが特徴であり、特に日露戦争時には御製・御歌の一部が漏洩し、国民の身の上を思いやり、また世界平和や寛大・清明な心を希求する大御心が民間に伝えられた。では戦時下のみならず平時を含めて、明治三十年代以降にどのような天皇・皇后観が浸透していったのだろうか。この課題を国定修身教科書の記載内容を通して考察してみよう。⁽⁴¹⁾

明治三十六年四月十三日に小学校令が改正され（勅令七四号）、小学校教科書の国定制度が確立した。国定修身教科書が採用されたのは翌年四月からである。その第一期国定教科書は、明治三十三年から三十六年にかけて、文部省の修身教科書調査委員会⁽⁴²⁾において内容を検討してきたものであった。その後、第二期国定修身教科書（明治四十一年〜大正五年修正編纂⁽⁴³⁾）が成立し、昭和初期にいたる修身教科書の内容構成を基礎的に決定した。なお明治四十年三月二十一日（勅令五二号）の小学校令改正で義務教育が二年延長され、尋常小学校が六学年までとなった。

第一期と第二期の違いについて海後宗臣氏は、「第一期国定修身教科書は教育勅語内に含まれている道徳を主として近代市民的倫理でまとめたものであったが、第二期の修正教科書ではそれが改変され、儒教主義の倫理がより強く示されると共に軍国的教材が登場、それらすべての道徳が家族主義と国家主義との結合を軸として再編されるようになった」と述べている。このうち「天皇・国体に関する教材」は、第一期では「明治天皇および皇后の聖徳を讃える内容のもの」が多かったが、第二期では「忠君」・「皇大神宮」・「靖国神社」などが増加または新設され、例えば「二年の皇大神宮、三年の和氣清麻呂による忠君の例話等は、やはり低学年から万世一系の歴史的国体観念をもたせようと

したもので、現在の天皇の業績・人格をたたえる教材を主としていた第一期には見られないことである」と指摘する。⁽⁴⁾
この指摘のみでは「聖徳」すなわち「天皇の業績・人格をたたえる教材」が影を薄めたかの印象を受けるが、実際はそうではなく、むしろ更に充実している。

第一期・第二期の国定修身教科書における天皇・皇后関係の記述を表1にまとめた。天皇については、第一期では尋常小学二年⁽¹⁾と高等小学一年⁽³⁾・高等小学二年⁽⁴⁾で扱われており、第二期では第一期の⁽³⁾の教材が一年繰り上がり尋常小学第四年用の教科書⁽⁷⁾に収録されたほかは、扱われる年次に変動はない。皇后については、第一期では尋常小学三年に一課が設けられているのみだが⁽²⁾、第二期には五年次に教材が加えられている⁽⁸⁾。

天皇の教材の内容を見ると、まず第二学年では、第一期⁽¹⁾が陸海軍の演習行幸(統監)という行事のみを挙げているのに対して、第二期⁽⁵⁾では、明治十一年の北陸巡幸における民情視察や明治二十三年の陸海軍連合特別大演習における雨中の統監という、具体的な逸話を紹介している。次に⁽³⁾(第一期・高等小学一年)と⁽⁷⁾(第二期・尋常小学四年)は、第二期の方が簡潔な記述になっているが、ほぼ同内容である。すなわち日清戦争時、広島大本営の御座所は粗末な洋式の一室だったが、天皇がそこで不自由を厭わず早朝より深夜まで軍服のまま政務を執られた様子を紹介している。もう一つの⁽⁴⁾(第一期・高等小学二年)と⁽⁹⁾(第二期・尋常小学六年)の關係については、まず第一期では「第十七課」より「第十九課」まで三課にわたって、五箇条の御誓文、教育(学制公布、教育勅語下賜)、軍事(徴兵令、軍人勅諭)、憲法発布と議会開設、条約改正と諸外国との親密で対等な交際などの実績をあげ、「日本の国運が、かく、進歩をなすにいたりしは、天皇陛下の御盛徳によること多し」と記述している。これに対して第二期は「第二課」より「第五課」までの四課に増加しており、前の三課は第一期の記述をほぼ継承しているが、「第五課」は新たな教材である。内容は、表御座所での日々の政務が深夜に及ぶこともあること、枢密院の憲法会議に炎暑も厭わず連日臨御されたこと、折々に慈善・窮民の資金を下賜されたことなど、天皇の「御精励」や「仁慈」に関する逸話・事績に関する

ものである。

次に皇后の教材は、第一期・第二期とも第三学年の第一課で扱われており、戦時中の病院行啓について触れたものである。また第二期より新設された第五学年の教材⑧は、教育(女学校への御歌下賜など)、産業(宮中の養蚕など)、赤十字社事業、日露戦争時の「御仁徳」(包帯製作、病院慰問)について触れており、ちょうど第六学年の「天皇陛下」の教材⑨と対をなすような構成となっている。

こうしてみると小学校の修身教科書においても、両陛下の「精励」・「仁慈」の印象が、具体的な事績に触れながら紹介されていたことがわかる。

では、こうした天皇・皇后の「聖徳」(精励・仁慈の姿)はいかにして国民に伝えられていったのか。次節において顕著な要因の幾つかに焦点を当ててみたい。

表1 明治期国定修身教科書の天皇・皇后に関する記述

第一期 国定修身教科書	第二期 国定修身教科書
①尋常小学修身書・第二学年児童用(明治三十七年) ダイ二十三 テンノーヘイカ ハ、リクケン ヤ カイケン ノ ダイエ ンシユー ニ、オイデ ニ ナツテ、グンジンノ ハタラク ヲ、ゴラン ニ ナリマス。 テンノーヘイカ ノ ゴオン ヲ、オモハネ バ ナリマセ ン。	⑤尋常小学修身書・卷二児童用(明治四十三年) 十八 テンノウヘイカ テンノウヘイカ ガ ゴジュンカウ ノ トキ、ニヒガタケン デメノ ワルイ モノ ガ オホイノ ヲ ゴラン ニ ナツテ、フカク オンアハレミ ニ ナリマシタ。 又 ア イチケン ニ 大エンシフ ガ アツタ トキ、ヘイカ ハ ハゲシイ アメノ フルノ ニ、オンヅキン モ メサ レズ ニ、ヘイタイ ノ ハタラクキ ヲ ゴラン ニ ナリ マシタ。

() は使用開始年度

②尋常小学修身書・第三学年児童用（明治三十七年）
だい一　こーごーへいかは、びよーいんにおいてになつて、けがをしたぐんじんや、びよーきになつたぐんじんを、おみまひになりました。みなみな、たいそー、ありがたがりました。

③高等小学修身書・第一学年児童用（明治三十七年）

第一課　天皇陛下

明治二十七八年戦役の時、天皇陛下は、八箇月の間、広島にあらせられて、いくさの御さしずをあそばされたり。この時の御座所は粗末なる西洋づくりの一間のみなれば、あまりに、御不自由なるべしとて、宮内省よりも、内閣よりも、御建て増しのことを、たびたび、申し上げしが、陛下は「今日のばあひ、これほどの不自由、なにかあらん。」と仰せられて、御許あらせられざりき。また、早朝より御寝になるまで、御軍服をぬがせたまはず、御さしずをあそばされ、その御いそがしさは、まことに、おそれ多きことなりき。
天皇陛下は、かかる御不自由をしのばせたまひて、御勉強あらせられ、ひたすら、国威のさかんらんことをはかりたまへり。われ等臣民たるもの、つつしんで、その御徳の高きを仰ぎたてまつるべきなり。

⑥尋常小学修身書・卷三児童用（明治四十四年）

第一　くわうごうへいか

くわうごうへいかはびやうあんへにおいてになつて、きずをうけたぐんじんや、びやうきになつたぐんじんをおみまひになりました。皆皆なみだをながして、大そうありがたがりました。

⑦尋常小学修身書・卷四児童用（明治四十四年）

第一　天皇陛下

明治二十七八年のいくさの時、天皇陛下は大本營を広島へ御進めになりました。その時の御座所はそまつなせいやうづくりの一室であつたので、おそばの人人が度度たてましの事を申し上げます。けれども陛下は「今日のばあひそれにはおよばぬ。」とおほせられて、御ゆるしがありませんでした。
又陛下は朝早くから夜おそくまで、御ぐんぶくのまま、いくさの事を初め、いろいろの事をおさしづあそばされて御いそがしくあらせられたことは、まことにおそれ多いことでありました。

⑧尋常小学修身書・卷五児童用（明治四十五年）

第二課　皇后陛下

皇后陛下は教育の事に深く御心を用ひさせ給ひ、さきに東京女子師範学校に

みがかずば玉も鏡もなにかせん

まなびの道もかくこそありけれ

といふ御歌を賜ひ、又華族女学校を建てさせ給ひて「金剛石」「水は器」の御歌を賜へり。

皇后陛下は我が国の産業にも御心をとどめさせ給ひ、かつて宮中にて蚕を養ひ給ひしことあり。又赤十字社事業の発達を思召さるること深くして、日本赤十字社総会には常に行啓あらせらる。

明治三十七・八年戦役の時、皇后陛下は出征軍人の身の上を思ひやり給ひて御手づから繻帯を造りて下し給ひ、又傷病者を病院に御慰問あらせられしなど、御仁徳の高きは国民のあふぎ奉る所なり。

④高等小学修身書・第二学年児童用（明治三十七年）

第十七課 天皇陛下（その一）

天皇陛下は、御年十六にて、御位をつがせたまひしが、幕府を廢し、みづから、大政をとりたまひて、まづ、左の五箇条の御誓文をくだしたまへり。〔後略〕

第十八課 天皇陛下（その二）

天皇陛下は、つねに教育に大御心を用ひさせられ、明治五年に、学制を公布せしめたまひ、二十三年には、教育に関する勅語をくだしたまへり。

また、軍事に大御心を用ひさせられ、明治六年に、徴兵令を公布せしめたまひ、十五年には、陸海軍人に勅諭をくだしたまへり。〔後略〕

第十九課 天皇陛下（その三）

明治二十二年、天皇陛下は大日本帝国憲法を發布せられ、二十三年より帝国議會を開きたまへり。これ、わが国、開闢以来、

⑨尋常小学修身書・卷六児童用（明治四十五年）

第二課 天皇陛下

〔省略、五箇条の御誓文など〕

第三課 天皇陛下（つづき）

〔省略、教育に関する勅語、軍人勅諭など〕

第四課 天皇陛下（つづき）

〔省略、皇室典範・憲法制定、議會開設、諸外国との交際、韓国併合など〕、

第五課 天皇陛下（つづき）

天皇陛下は日日表御座所に出御ありて百般の政務を聖断あらせられ、重大なる事項ある時は夜更くるまでも御寝あらせ給はざることありと承る。御励精の程畏しとも畏し。さきに皇室典範・大日本帝国憲法の草案枢密院の會議に附せられたる時、數箇月の久しきに亙り、折からの炎暑も厭はせられず、連日臨御ありて討議に御耳を傾けさせ給へり。たまたま昭宮殿下薨去の

未曾有の盛事とす。

明治維新以来、わが国と諸外国との交際は、しだいに、親密を加へ、明治二十七年以来、条約を改正せられ、諸外国との対等の交際をなすにいたり。

わが日本の国運が、かく、大いなる進歩をなすにいたりしは、天皇陛下の御盛徳によること多し。

かかるめでたき大御代に生れ、かかる深き皇恩に浴するわれ等臣民は、よく、その本文をつくして、天皇陛下の大御心にそひたてまつるべし。

四、聖徳論形成の諸要因

(一) 新聞・雑誌記事

これまで概観してきたように、新聞・雑誌の報道記事、すなわちマスメディアの存在は天皇・皇后のイメージを形成する上で軽視できない要因であったと考えられる。例えば天皇の「精励」に関する記事を三つ挙げておこう。

掛巻も畏き天皇陛下には、平素御撰養に御注意遊ばさるること至て深く、日ごろの寒さ厳しきも厭はせたまはず、毎朝払曉御寝所を出でさせられ、午前八時近き頃まで、御運動遊ばされて、……御朝餐後より御就寝までは、御軍服の俵にて、政務の御励精は三十年一日の如く、臣民の為に紀律厳正の模範を垂れさせたまふめると、承は

御事あり、議長は驚きて議事を中止せんとせしに、陛下は「それには及ばず。」とて議事を続けさせ給ひしは畏きことの極みなり。

陛下は至仁至慈にわたらせられて我等臣民を憐ませ給ふ。天災地変等ある時は侍従を遣はされて臣民の疾苦をなぐさめ、又救恤金を下し賜り。

又明治三十年英照皇太后の大喪にあたり、慈恵救済の資として御内帑金四十年を各地方に分賜せられたり。更に同四十四年二月十一日紀元節の当日、無告の窮民の医薬給せずして天寿を全うせざることを深く憐ませ給ひ、御内帑金百五十万円を賜ひて施薬救済の資とせさせ給へり。我等臣民たる者いかにぞ大御心の有りがたきに感泣せざらんや。

るも畏こしや。⁽⁴⁵⁾

昨日〔明治三十三年七月一日〕は日曜日なるにも拘らず、天皇陛下には午前九時より御学問所に出御、親しく万機を覽そなはせ給ひ同十時三十分青木〔周蔵〕外務大臣参内、天顔に咫尺し外来の電報等を奏上し奉りたるに御下問をさへ賜りたる由。陛下御精励の事今更申上ぐるも恐れ多き事ながら北支事件以来数回の日曝出御を押し奉りたり、誠に恐懼の至りに堪へず。⁽⁴⁶⁾

既に屢々拝記せし如く、聖上陛下には過去数年来御避暑は勿論、御避寒などの仰せ出されもなく、侍医侍従の者より折りに触れ其の仰出で奏請申上ぐる場合にも、我國の現状は斯かることを許さずと宣ひ、本年の如きも寒中日々午前十時を以て御学問所に出御遊ばされ、一切の政務を御裁可あらせられ入御の後といへども夜に入るまで上奏の文書をば一々御検閲あらせらるゝことさへあり。其の御励精の程は実に世にも有りがたく、今更乍ら御聖徳を頌し奉らんにも中々に畏し。⁽⁴⁷⁾

それぞれ明治三十一年・三十三年・四十一年の新聞・雑誌の記事である。寒暑を厭わず黙々と政務に精励される様子は、日清戦争（明治二十七―二十八年）、日露戦争（明治三十七―三十八年）の際と同様であり、「今更申上ぐるも恐れ多き事」と但書するほど各紙が「屢拝記」してきたことであつた。行幸の奉送迎などとは異なり、宮城の御座所における「精励」の実態は多くの国民にとつて間近に拝察し難いだけに、折々に新聞・雑誌のもたらす情報は、天皇像の形成に一定の役割を果たしていたと見て間違いないであろう。皇后の「仁慈」についても同様であり、義手・義足下賜の事績を例にとると、「日清戦争より」六七カ年の星霜を経たれば、肥瘦屈曲の変更によりて已にその不適となりし輩もあるべく、……宜しく修補すべしとの仰あり⁽⁴⁸⁾、同じく清国の負傷兵に賜つた義手義足の取換えを日本赤十字社に命じたことも特記されている。⁽⁴⁹⁾ こうした記事の見出しには「御仁慈」・「御仁徳」・「国母陛下」などの表現がしばしば用いられており、日本赤十字社や東京慈恵会、女学校などへの行啓という可視的な事績に加え、皇后像形成に新

聞・雑誌の報道が担った役割は少なくなかったと考えられる。⁽⁵⁰⁾

(二) 書 籍——聖徳録・進講録——

第二に、両陛下の事績や逸事を綴った出版物、すなわち「聖徳録」の存在を見逃すことは出来ない。拙稿で考察したように天皇の「聖徳録」は明治二十年代に、また皇后の事績のみを扱った「坤徳録」は明治三十年代に登場している。このうち原田真一編・大槻修二(如電)著『銀婚盛典』(明治二十七年)を改めて一瞥すると、原田は緒言で出版の意図が「両陛下ノ御聖徳ヲ記シ奉リテ洽ク世人ニ示」すことにあるとし、巻頭に両陛下の御肖像(石版画)を掲げ、本文(大槻著)は「政事」・「学事」・「兵事」の三編構成で記事の大半が天皇に関するものだが、それぞれの編で皇后の事績・逸事も二、三点ずつ収録している。この事実からも、「聖徳」は明治期において、天皇のみならず、皇后の事績・逸事をも含有する概念として用いられていたことが確認できる。

試みに村上浜吉『明治文学書目』より明治期刊行の「聖徳録」を抽出すると、明治二十年代の出版物が一点(『銀婚盛典』)、三十年代前半が一点(『歴朝聖徳録』)、三十年代後半が四点(『坤徳』・『聖徳余香』・『皇室御逸事 九重の大輿』・『聖徳余聞』)、四十年代(四十五年七月まで)に八点(『今上陛下御文徳録』・『雲井の雁』・『竹の園生』・『皇室及皇族』・『聖徳』・『皇族画報』・『明治聖徳録』・『国民之教養』)を数えることができる。⁽⁵²⁾ 全体的な量は必ずしも多いとはいえないが、明治三十年代後半から四十年代に顕著な増加傾向が見られ、需要や関心の高まりを窺うことができる。

このうち、三省堂編輯所編『聖徳余聞』(明治三十九年)と坂本箕山『皇室及皇族』(明治四十二年)に注目したい。まず『聖徳余聞』の監修者・東久世通禧は跋文において、

……此の書の如き素より編纂の要なきの如くなれども、九重の雲の上はいとたかければ世の人々の窺ひ知らざる御事も多く、且つよりより誤謬を伝へ奉れるもの少からずと聞けば、漏れ承はれるまさしき御徳の万分の一な

りとも蒐録して今の世後の代に伝へんこと、斯る有かたき大御代に生れ逢たる我等臣民の務なるべし。⁽⁵³⁾

と、「聖徳録」の編纂など本来不要なのだが、世間の人々が容易にうかがい知れない逸話や誤った伝聞も多いため、後世に正しい事実を伝えるため監修にあたった旨を述べている。収録内容を見ると、「天皇陛下」(二十五話)・「皇后陛下」(十四話)・「皇太子殿下」(十三話)・「皇太子妃殿下」(五話)・「内親王殿下」(四話)と、逸話の数はさほど多くはないが、「天皇陛下」の部の「越路の眼病患者」・「憲法会議」・「雨中の大演習」、あるいは「皇后陛下」の部の「御仁慈」(病院行啓他)・「御親製の繡帯」など、数年後に第二期国定修身教科書に追加された話題も含まれている。

次に国民新聞記者・坂本箕山(辰之助)は『皇室及皇族』の「例言」で次のように言う。

予は、幼なき折より、貧しき家に育ち、人並の教育を受くる能はずして、学浅けれども、只だ皇室尊崇の觀念のみは、人並に有てりと信ず。是れ全く母より得たる賜物なりと覚ゆ、余が母は学問とてもなかりしが、至て皇室尊崇の念深く、毎朝起床後、顔を洗ひ手を清めば、必らず先づ、天照皇大神宮と、天皇皇后両陛下の御聖影(粗末なる石版摺)とを、奉祀せる神棚に、燈明を捧げて拝礼し、夫より炊事をなし、飯成れば釜の蓋を開きて、先づ初穂と申して、之を神器に盛りて献じ、一日も怠る事なく、此の行事を終りたる後にあらざれば、自からも又予等子供にも食せしめず、……予は之が為め感化を受け、少時より皇室尊崇の念を起し、漸く字を読み且書し得るに至りし以来、苟も皇室に関する事は、聞く毎に見る毎に、之を手録し、以て今日に及べり。⁽⁵⁴⁾

敬神・尊皇の念篤かった母の影響を受け、皇室関係の記事や逸話を逐次手録するようになったと述べている。本書の構成は、「神代一覽表」・「歴代天皇早見表」・「今上天皇御年譜」に続いて、「天皇陛下」・「皇后陛下」・「皇太子殿下」・「皇太子妃殿下」・「皇孫三殿下」・「内親王」・「有栖川宮」・「伏見宮」・「閑院宮」・「東伏見宮」・「山階宮」・「賀陽宮」・「久邇宮」・「梨本宮」・「北白川宮」・「華頂宮」・「小松宮」・「竹田宮」・「朝香宮」・「東久邇宮」・「附録」(伊勢大廟・皇勅・御紋章と国旗など)・「皇室諸令」を収め、本文は六〇〇頁以上に及んでいる。今日における「皇室事典」・「皇室百科」

などの嚆矢と目されるべき書籍といえる。売れ行きは良好であつたと見られ、明治四十二年十二月二十八日に初版第一刷、翌年一月下旬に第二刷が発行されている。新聞広告によると、「伏見宮・久邇宮・東伏見宮の三宮家より御買上の光栄を蒙り、参謀本部・独逸大使館・和蘭公使館・宮城県庁等よりの注文」があつた。⁽⁵⁵⁾ 後には「文部省及教育会は協議の上、特に本書を以て国民必読の書として、全国各學校、各図書館等に常備すべき旨を特定」し、また「明治天皇の御不豫、引続き崩御あらせらるゝや、……全国の新聞雜誌二百数十種に転載せられ」たといふ。⁽⁵⁶⁾ 同書の広告は「紳士淑女卓上に欠く可からざる修養大鑑」と銘打ち、大正二年増訂版ではタイトルに「御聖徳宝典」と冠している。天皇・皇后はじめ皇族の事績・逸話すなわち「聖徳」を国民の「修養」の鑑と仰ぎ、學校における修身倫理の訓話や家庭の読み物などに活用されるよう企図しており、明治末から大正初めにおける「聖徳録」の代表的作品の一つといえよう。⁽⁵⁷⁾

さらに、民友社が明治四十三年に発行した元田永孚の進講録（徳富蘇峰校訂・吉本襄編『元田先生進講録』）は天覧を賜り、大正元年九月までに六版を重ねた。⁽⁵⁸⁾ 初版刊行時の新聞広告は次のように本書を薦めている。

元田先生は、明治の通儒也。学徳兼備、知行一致、真に帝王の師表、一代の模範也。其の 天皇陛下、皇后陛下に咫尺し、近侍し、両陛下の聖徳を補翼し奉りたるもの、明治済々の多士中、特に先生を以て、其の第一と為す。若し夫れ先生か故井上毅子と与に国民教育上、不磨の大典たる、教育勅語の起草に与りて力あるは、掩ふ可からざる事実也。……苟も日本の国民教育、及び国民特性の問題に意を用ゆるもの、及び各個の人格を陶冶し、明治聖代の良民たらんとする者は、必らず一本を坐右に具へざる可らざる也。⁽⁵⁹⁾

本書には『論語』・『書経』・『周易』の進講草案のほか、徳富蘇峰の長文の「緒言」が収録されている。徳富はこの中で、同じ熊本出身の逸材である井上毅が「明治昭代の制度、典章に就て、貢獻せられたる甚大なる功業」は周知のことであるのに対し、宮中で天皇の侍講を勤めた元田永孚は「今日に於ては其の名さへ記憶する者多からず」と当時

における知名度の低さに遺憾の念を表明し、元田の自伝『還暦之記』・『古稀の記』等を引用しながら人物伝を綴った後、「元田先生を以て、明治功臣の第一とせねばならぬ。其は君徳の大を成すに与つて最も力あるは、先生なれば也」という副島種臣の評を紹介している⁽⁶⁰⁾。聖徳録ブームに呼応して両陛下の御学問（儒学）の師・元田永宇の存在が再評価されていたことは注目に値しよう。

(三) 高崎正風の活動

第三の要因として、前述した御歌所長・高崎正風の活動を指摘したい。管見の及んだ範囲でも、高崎は日露戦争後も意欲的に御製・御歌の漏洩・紹介に努めている。その代表例は自らが首唱し初代会長を務めた一徳会（明治四十一年四月創立・本部は京都市）の活動であろう。会の趣意は「教育勅語の聖旨を奉戴して之が普及徹底を図る」ことにあり、講演会開催・善行者表彰・会誌発行などの事業を行った⁽⁶¹⁾。発会にあり高崎は次のような演説を行っている。

〔教育勅語の〕朕爾臣民と俱にとは上は皇族をはじめ華土族より下農工商に至る迄あらゆる階級の臣民をして徳を一にせんことを庶幾ふとの大御心であるからして、唯之を学校の学に掲げて生徒をして尊敬せしむる計りにとどめては実に千載の遺憾にして、吾が五千万の同胞貴賤老若男女の差別なく皆之を遵奉実行して此の聖旨に答へ奉らねばならぬと思ふ⁽⁶²⁾。

会の名称は教育勅語に由来していたことが判明する。かねて高崎は教育勅語について、「只読むために下されたものではない、吾国民たるものは是非之を躬行実践しなければならぬ」という持論を公表し、「善行を社会に掲揚し……同胞固有の道性を回復」しようとして、明治三十一年に彰善会（高崎が会長・本部は東京）を組織している⁽⁶³⁾。一徳会はその精神を継承したものと見えるが、特に注目されるのは会誌『一徳』に「諷詠」と題して、御製三首・御歌二首の注釈を連載していたことである。左に一首ずつ例示する『一徳』第三号（明治四十一年十一月）所収の御製・御歌は、

いずれも明治四十一年に詠まれたものである。⁽⁶⁴⁾

寄国祝

よろこびをいひかはしつゝ、国々のをさまる時にあふぞうれしき

謹みて案ずるに、これはさきに、「よもの海みなはらからと思ふ世になど浪風のたちさわぐらん」とおよみあそばされた、おなじ大御心から出された御製であつて、日夜国際の平和を御冀望あらせらるゝ叡慮が、明らかに窺ひ奉らるゝ、(の)である。陛下の御冀望は、終始かくの如くあらせらるゝのに、やゝもすれば、大日本帝国を好戦国と称し、或は侵略主義の国と目して、黄禍論を喋々する外人のあるは、全く陛下の大御心を誤解し奉つた盲評か、帝国の声誉を嫉み、陛下の盛徳を中傷し奉らんとする誣言である。

忠

あまつ神しろしめすらんまめやかにきみにつかふる臣のこゝろは

「まめやかに」は忠実といふ意なり

謹みて案ずるに、人臣たるものいかに忠実に身を尽し、心を竭しても、その忠誠を君に知らるゝこと能はざるこゝとあり、……さりながら我はわが忠誠をだにつくさば、いかに君に知られずとも、満天下の人に誤解せられましても、天にまします神明の御まなこには、あきらかにその真心の底まで御照覧あらせらるゝ次第であるから、決してその冤をうらむにたらぬ、たゞ神明の御照覧を頼み奉つて自らわが心を慰むべきわざである、といふことをよませられたのでありまじやう。……

高崎の取り組みは一徳会のみ留まらなかつた。大隈重信著『国民読本』(明治四十三年)は、本文中に御製五十二首・御歌九首を収載している。その御詠年次は表2のとおりだが、御製の半数が日露戦争時の御詠であり、戦後(明治三十九年以降)の御製が十五首も収められている。⁽⁶⁵⁾ そもそも『国民読本』は、国民教育を目的として編んだ『開国

表2 『国民読本』 収載・御製御歌の御詠年次

	御製	御歌
明治20年以前	2	2
明治21～30年	0	3
明治31～36年	2	1
明治37～38年	26	0
明治39～40年	5	0
明治41～42年	10	1
不明	7	2

五十年史』(明治四十二年)の「浩瀚にして一般の繙読に便ならざる」ところを反省した大隈が、「我が国体と国民性とを略述し、国家組織の大綱と国民の権利義務とを概説し、憲政の治下に在る国民の守るべき忠君愛国の念に新意義あることを明示し、以て国民本分の実行を促し、また平和と人道とに基きて世界に立つべき大国民の理想を唱道」すべく新たに著したものであった。⁽⁶⁶⁾

明治四十三年十二月、『国民読本』の諸説を啓蒙するために催された国民教育講習会第一回講演会(早稲田大学講堂)において、高崎正風は次のように述べている。

……今春大隈伯爵より歌のことに就いての御話があつた、……今回国民読本を作るに就いては、両陛下の御製御歌を根底にして作りたい、大和魂を固むるには、大和言葉に如くはない、大和言葉も沢山あるが、両陛下の御

製に如くはないと考へる、此度斯う云ふものを作らうと思ふが、どうか遠慮なく意見を述べ、且つ又此御製に就いて、自分は斯う感じたから、斯う云ふ場所に入れて居る、其場所に当るとか当らぬとか、それは是れよりも此方が宜からうと云ふ意見ならば、遠慮なく言うて呉れと云ふ話であつた。⁽⁶⁷⁾

つまり『国民読本』作成にあたって、大隈は高崎に助言を求めていた。天皇・皇后の最近の御詠が豊富に収録されている事実から見て、高崎が積極的に協力したことは間違いないからう。このほか新聞社への漏洩も継続しており、例えば『国民新聞』明治四十三年元旦の第二面には、「さしのぼるあさひのごとくさはやかにたまはしきはこころ也けり」を高崎みずから墨書した色紙の写真が、同じく二月十一日(紀元節)の第一面には「国のためふるひし

ふでのいのちげのあとこそこのこれ万代までに」が三段抜きで大きく掲載されている。

むすび

本稿では明治後期の新聞・雑誌・書籍・修身教科書の考察を通して、当時の天皇像・皇后像の実態を解明しようと試みた。天皇については戦時・平時を問わず政務・軍務への「御精励」の姿が報道・記述される場合が多く、皇后の場合は病院行啓や戦時の包帯親製など「御仁慈」の事績がしばしば取り上げられた。以上のことから国民の抱く第一印象は、「口管に精励される天皇」と「仁慈あふれる皇后」であったとみて大過ないと思われる。さらに、日露戦争以後には新聞・出版関係者の努力によって両陛下の逸話を集録した「聖徳録」の刊行が盛んになったほか、御歌所長・高崎正風の勇断によって、天皇の御製と皇后の御歌が新聞・雑誌等に掲げられ、国内外に伝播した。明治二十年代に比較して量的にも質的にも充実した情報もたらされ、国内的には国民精神の涵養や徳育・人格修養上の指針として尊重され、海外には日本精神の典型として紹介された⁽⁸⁸⁾。

国定修身教科書や書籍（聖徳録）に収載された話題に軍事関係の記事が多いことは確かだが、これを「戦争指導者」としての明治天皇像形成を意図したものであったとする羽賀祥二氏の指摘（本稿「はじめに」参照）は、あまりにも表面的な見方ではないだろうか。かつて鶴見俊輔氏が教科書や大衆雑誌の附録の分析を通して指摘したように、「勤勉と質素とは明治天皇の生涯をつらぬく徳目⁽⁸⁹⁾だった」という印象の方が鮮明であり、当時の国民が抱いた意識は、近年の伝記的研究が明らかにした明治天皇像——飛鳥井雅道氏のいう「元田永孚の弟子としての個性」、ドナルド・キーン氏のいう「内なる精神力」、御厨貴氏のいう「非日常能力覚醒カリスマ」⁽⁹⁰⁾「孔子の仁」——と符合する面が少なくなかったのではないかと考えられる⁽⁹¹⁾。

他方、近年の皇后像研究における、天皇の「軍事・兵事」対皇后の「文化・学事」(片野真佐子氏)、あるいは「軍事・政治・産業」対「看護、繊維産業、福祉事業、女子教育」(若桑みどり氏)という「性別役割」の視座は、本稿が明らかにした「精励」対「仁慈」にも通じる面があり、学べべきところがある。しかしこうした対立図式を強調し過ぎるあまり理解の及び難くなる点もあるように思われる。既述したように「聖徳」を両陛下の「徳」の意味に用いることが一般化していたし、近代における代表的な事績の多くが、「教育」・「軍事(兵士・国民への気遣い)」・「福祉」などの分野に跨っていることは、国定修身教科書の記述からも歴然としており、「精励」と「仁慈」とは互いに併有された「聖徳」であつたと捉えるべき面も少なくないといえよう。換言すれば、例えば福沢諭吉が明治前期に「宿論として竊に冀望」した、「聖徳」が「政治の如何と直に影響」せず、「帝室の神聖は政治社外の高所に止まりて広く人情の世界に臨み、其余徳を道理部内に及ぼして全国の空気を緩和」⁽⁷⁾してゆく社会(近代国民国家)の形成が、一定の段階に至つたと見ることができよう。

最後に、聖徳録や御製・御歌への関心がなぜ日露戦争以降に高まつたのか。本稿ではもっぱら高崎正風や徳富蘇峰・大隈重信・東久世通禧・坂本辰之助などの有志者の存在をクローズアップしてきたが、共通の問題意識が何だつたのかについて言及しなければならぬ。社団法人一徳会の趣意書は次の文言で始まっている。

我が一徳会は去る明治三十七八年戦役の後国威の発揚、国力の増進に伴ひ一時民心に弛緩を生じ浮華荒怠の弊風漸く盛んに社会の状態日を追ふて悪化せんとするを慨し、之が匡救の機関として故枢密顧問官兼御歌所長高崎正風男首唱の下に創立せられたるものにして其主義綱領とするところは明治二十三年十月三十日下し賜ひし教育勅語の聖旨を奉戴して之が普及徹底を図るに在り。⁽⁸⁾

高崎正風が日露戦争後における「民心」の「弛緩」や「弊風」を懸念し、持論である教育勅語の実践をめざす社会教化団体結成を主唱するに至つたものであつた。発会(明治四十一年四月)の半年後の十月十三日には「忠実服業」・「勤

儉治産」などを奨励する戊申詔書が發布され、会誌『一徳』は巻頭に教育勅語と戊申詔書を掲載するようになった。都市化によって大衆社会が急速に拡大し、利己主義の風潮が蔓延しており、大隈重信が青年向けに国体・忠君愛国に関する補習教育事業を開始したのも同様の危機意識が働いていたがゆえと考えられる。

しかしこれまで見て来たように、その際に彼らが社会教化の現場で重視したのは、「天皇の現人神としての宗教的権威」(村上重良『国家神道』)ではなく、国民生活・人格修養の「宝典」・「規範」となる具体的な天皇・皇后の言動(「聖徳」)であったことに改めて注意しなければならない。⁽⁷³⁾ 島蘭進氏は、近世以降の「通俗道徳」すなわち勤勉・儉約・謙讓・孝行・正直などの徳目(日常生活の規範)の実践を尊ぶ民衆意識と、「修養」運動すなわち日露戦争後に官民諸勢力が推進した思想教化運動とが、歴史的に連続していることを指摘した。⁽⁷⁴⁾ 近代の「聖徳」顕彰運動はまさしくその一翼を担っていたと理解すべきであろう。

註

- (1) 拙稿「明治天皇「聖徳録」の誕生」『明治聖徳記念学会紀要』復刊三九・平成十六年六月。
- (2) 西川長夫「日本型国民国家の形成―比較史的観点から―」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社・平成七年・三八頁。
- (3) 羽賀祥二「天皇と巡幸」『岩波講座 天皇と王権を考える 第十巻 王を巡る視線』岩波書店・平成十四年・一二二頁。
- (4) 同・一二四頁。
- (5) 牧原憲夫「明治後期の民衆と天皇(その一)」『東京経済大学人文自然科学論集』一一一・平成十三年三月。
- (6) 井上順孝編『神道―日本生れの宗教システム―』新曜社・平成十年・二二二頁。
- (7) 村上重良『国家神道』岩波書店・昭和四十五年・一三八頁。
- (8) 多木浩二「天皇の肖像」岩波書店・昭和六十三年、原武史『可視化された帝国―近代日本の行幸啓―』みすず書房・平成十三年。

- (9) 新田均『現人神』『国家神道』という幻想』P H P 研究所・平成十五年、鈴木貞美『伝統の發明』の伝統―「日本文学(史)」、天皇制、象徴美学のことなど―』『國學院雑誌』一〇五―一、平成十六年十一月。
- (10) 籠谷次郎『近代日本における教育と国家の思想』阿吽社・平成六年・一〇一―一四七頁。
- (11) 若桑みどり『皇后の肖像―昭憲皇太后の表象と女性の国民化―』筑摩書房・平成十三年・四二六頁。
- (12) 片野真佐子『近代皇后像の形成』富坂キリスト教センター編『近代天皇制とキリスト教』新教出版社・平成八年・一〇八頁、同『皇后の近代』講談社・平成十五年・四三頁。
- (13) 例えば宮内庁『明治天皇紀 第八』吉川弘文館・昭和四十八年・五一―五三頁。
- (14) 大橋新太郎『太陽の發刊』『太陽』一一・明治二十八年一月。
- (15) 同時期に『文芸倶楽部』・『少年世界』も創刊された。なお『太陽』創刊の経緯等については、鈴木貞美『明治期『太陽』の沿革、および位置』『雑誌『太陽』と国民文化の形成』思文閣出版・平成十三年参照。
- (16) 大橋新太郎『太陽の發刊』。
- (17) 坪谷善四郎『博文館五十年史』博文館・昭和十二年・九三頁。
- (18) 鈴木貞美『明治期『太陽』の沿革、および位置』一五―一六頁。
- (19) 福沢諭吉『天皇陛下の御聖徳』『時事新報』明治二十七年十月三十日、『福沢諭吉全集 第十四卷』岩波書店・昭和三十年・六二―六三頁。
- (20) 『車駕凱旋』『東京日日新聞』明治二十八年五月三十一日。
- (21) 『皇后陛下の恩旨』『東京日日新聞』明治二十八年一月二十日。
- (22) 『皇后陛下の御仁恤』『読売新聞』明治二十八年一月二十六日。
- (23) 皇后は明治二十七年十月八日に御自製および女官に調整させた包帯五千個を、十九日に同じく六千個を陸海軍戦傷者に賜り、さらに十一月十三日に六千個を日本赤十字社に下賜された。また十月二十五日には、大婚二十五年祝典(同年三月九日)に国民より献上された真綿二十八貫目を、出征陸軍軍人の防寒用として下賜された(『明治天皇紀 第八』五三八―五八一頁)。

(24) この節は拙稿「日露戦争時の御製にみる明治天皇の「聖徳」」(『正論』三九一・平成十六年十二月)の一部をもとに執筆した。

(25) 宮内庁『明治天皇紀 第十』吉川弘文館・昭和四十九年・五九八頁。

(26) 『御仮床の御親裁』『東京朝日新聞』明治三十八年五月十五日。

(27) 『御盛徳』『国民新聞』明治三十八年一月二十七日。

(28) 『戦時の教育』『国民新聞』明治三十七年七月十三日。

(29) 『御手製繡帶恩賜』『東京朝日新聞』明治三十七年六月二十一日。

(30) 『皇后陛下再び繡帶を賜ふ』『読売新聞』明治三十七年七月七日。

(31) 『明治天皇紀 第十』(七七六頁)によると、明治三十七年六月十七日に皇后・皇太子妃が陸海軍大臣に賜った巻軸包帯は四千八百巻、その後も都合七回、三万四千四百五十三巻が下賜された。

(32) 『恩賜の義肢義眼』『東京朝日新聞』明治三十八年二月八日。

(33) 明治天皇のご生涯の詠歌九万三千三十二首を収めた『明治天皇御製全集』(宮内庁蔵・全百十冊)を底本に、八千九百三十六首を謹撰した『新輯明治天皇御集』(明治神宮刊・昭和三十九年)が、公刊御集(歌集)では最多の御製を収録している。このうち、明治三十七年の御製は九百十四首と際立っており、翌三十八年の五百七十六首は四十年(七百九十四首)、三十九年(五百九十二首)に次ぐ収録数である。「日々の金玉の御詠(は)数十首」、「新年に入りても既に七百有余首の御製作あり」(『国民新聞』明治三十八年一月十四日)という当時の新聞報道から憶測しても、ご生涯で最も多くの御製が詠まれたのは日露戦争時であったとみて間違いないだろう。

(34) 『大御心』『国民新聞』明治三十七年十一月七日。

(35) 『玉の御声』『東京日日新聞』明治三十八年三月二十八日。原文は句読点なし。

(36) 高崎正風に関する研究として、昭和女子大学近代文学研究室編『近代文学研究叢書 第十二巻』昭和女子大学光葉会・昭和三十四年、北里蘭『高崎正風先生御伝記』啓文社印刷工業・昭和三十四年、木俣修『高崎正風』明治神宮編『明治の歌人』短歌新聞社・昭和四十四年所収、清水勝『桂園派歌人八田知紀と高崎正風』『鹿児島女子大学研究紀要』一八

一・平成九年三月、阿部美哉「高崎正風」國學院大學日本文化研究所編刊『國學院黎明期の群像』平成十年所収などがある。概して高崎の歌文や歌風等に関心が向いており、明治天皇の歌道の師としての側面や、本稿が扱う社会教化活動等に言及したものは少ない。なお資料の所在について益井邦夫氏（元國學院大學校史資料課長）より教示を賜った。千葉胤明『明治天皇御製謹話』大日本雄弁会講談社・昭和十三年・三二―四一頁。なお岩倉に伝えた御製は、明治十一年以前御詠の「秋の夜のながくなるこそたのしけれ見る巻々の数をつくして」、「いにしへのふみ見るたびに思ふかなおのがをさむる国はいかにと」の二首であったという。

(38) 『井上通泰文集』島津書房・平成七年・五〇二頁。

(39) この件については打越孝明氏が「明治天皇崩御と御製（下）」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊二六・平成十一年四月）において、天皇崩御時の新聞記事を中心に考察している。

(40) 『明治天皇紀』第十一「九頁、「玉の御声」『東京朝日新聞』明治三十八年二月十六日、三省堂編輯所編『聖徳余聞』・明治三十九年・五九―六六頁（『明治神宮叢書』第一卷、聖徳編（一））『国書刊行会・平成十二年復刻』など。

(41) 国定修身教科書については、吉田熊次・海後宗臣『教育勅語渙発以後に於ける小学校修身教授の変遷』（『国民精神文化研究』第二年第八冊）国民精神文化研究所・昭和十年三月（のちに『海後宗臣著作集』第六卷）東京書籍・昭和五十六年に収録）、宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第二集「第一法規出版・昭和三十四年、海後宗臣編『日本教科書大系』近代編 第三卷 修身（二）』講談社・昭和三十七年、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第四卷 学校教育（二）』文芸堂・昭和四十九年、梶山雅史『近代日本教科書史研究―明治期検定制度の成立と崩壊―』ミネルヴァ書房・昭和六十三年、三井須美子「家族国家観による『国民道徳』の形成過程（その二）」『都留文科大学研究紀要』三三・平成二年十月、等を参照。

(42) 委員長は加藤弘之、委員は木場貞長・高嶺秀夫・井上哲次郎・沢柳政太郎・伊沢修二・中島力造・井上円了・渡辺董之介・嘉納治五郎・元良勇次郎、起草員は中島徳蔵・吉田熊次・乙竹岩造・平出鏗二郎。

(43) 明治四十一年九月五日に「教科用図書調査委員会官制」（勅令二〇八号）が公布され、同委員会（会長・加藤弘之、副会長・菊池大麓）の第一部（部長は山川健次郎、部員に一木喜徳郎・穂積八束・森林太郎・中島力造・渡辺董之介・三

- 宅米吉・森岡常蔵・吉田熊次) が修身書を担当した。
- (44) 海後宗臣「修身教科書総解説」『日本教科書大系 近代編 第三卷 修身(三)』六二五～六三三頁。
- (45) 「聖徳海嶽」(「海内彙報」欄)「太陽」四一一・明治三十一年一月。
- (46) 「陛下の御精励」『読売新聞』明治三十三年七月二日。原文句読点なし。
- (47) 「聖上の御盛徳」『時事新報』明治四十一年三月十二日。
- (48) 「国母陛下の御仁徳」『読売新聞』明治三十五年六月十四日。石黒忠恵の談話として掲載されたもので、この事績については後に渡辺幾治郎「昭憲皇太后宮の御坤徳」東洋書館・昭和十七年・二〇三～二〇四頁(『明治神宮叢書 第六卷 聖徳編(六)』国書刊行会・平成十六年復刻)などが触れている。
- (49) 「皇后陛下」『太陽』一一一九(博文館創業第十八周年記念増刊 世界之帝王・明治三十八年六月)。
- (50) その際たるものは、国際赤十字が管理運営する昭憲皇太后基金の創設であろう。明治四十五年(一九一二)、皇后が第九回万国赤十字総会(五月七日～十九日、於ワシントン)に際して、「今回の第九回万国総会に於て討議する題目の多数が平時の救護事業に関係するものなる事を嘉みしたまひ、……赤十字平時救護事業の奨励基金として金十万円を日本赤十字社を経由して万国赤十字連合に贈与し且つ同連合を促して該基金の定款を議定せしむる事」(日本赤十字社「明治四十五年五月 第九回万国赤十字総会参列日記」大正元年・六二頁)を提議して設置が決まった。当時の新聞各紙も総会の模様を報じているが、この件の詳しい考察は他日に期したい。
- (51) 以上は原田真一編「銀婚盛典」岡島支店・明治二十七年、および拙稿「明治天皇「聖徳録」の誕生」、「昭憲皇太后行啓記録と「坤徳録」」『日本学研究』二・平成十六年十一月を参照。
- (52) 村上浜吉「明治文学書目」村上文庫・昭和十二年・二～四頁。村上文庫の書籍は現在、カリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館が所蔵している。
- (53) 三省堂編輯所編「聖徳余聞」(『明治神宮叢書 第一卷 聖徳編(一)』二〇五～二〇七頁。原文は句読点・濁点なし)。
- (54) 坂本箕山「皇室及皇族」昭文堂・昭和四十二年。「例言」一～二頁。
- (55) 「皇室及皇室」広告、『国民新聞』明治四十三年二月十二日。

- (56) 坂本辰之助『皇室及皇族』昭文堂・大正二年増訂版・「例言」一―三頁。
- (57) 坂本辰之助はそれ以前、東京日日新聞記者時代に『皇室御逸事 九重の大奥』（大学館・明治三十七年）を執筆したほか、大正期には『明治天皇』・『明治天皇御大喪記』（いずれも至誠堂書店・大正元年）、『昭憲皇太后』（画報社・大正三年）を著している。
- (58) 本書収載の進講録（十五編）と内容の文書は「元田永孚文書」（国立国会図書館憲政資料室）の「経筵論語進講録」に七編、「進講草案」に三編、「講義草案」に一編収められ、それらは元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書 第二巻 進講録』（元田文書研究会・昭和四十四年）に翻刻されている。なお同書所収「経筵論語進講録」のうち、「論語君子入孝章」・「論語夏曰賢々章」は本書（民友社本）より再録している。また本書（民友社本）は吉本襄編『侍講元田永孚経筵進講録』（鉄華書院・明治三十三年）の版權を民友社が譲り受け、新版上梓にいたったものである。
- (59) 『元田先生進講録』広告、『国民新聞』明治四十三年二月八日。
- (60) 蘇峰生「緒言」、吉本襄編『元田先生進講録』民友社・明治四十三年所収。
- (61) 『社団法人一徳会要覧』（昭和三年）による。高崎が明治四十五年二月に死去の後、高木兼寛が後任会長となり、大正二年に折田彦市、同九年に高倉永則が継いだ。昭和二年に社団法人の認可を受けている。昭和三年当時の賛助会員に一木喜徳郎・東郷平八郎・徳富蘇峰・高橋是清・田中光顕・園祥子・柳原愛子・牧野伸顕・西園寺公望・洪沢栄一らがいた。
- (62) 『社団法人一徳会要覧』三頁。原文読点なし。
- (63) 三上庄次郎編刊『高崎正風演説筆記』明治三十四年、「彰善会」『読売新聞』明治三十一年一月三十一日。
- (64) 以下、御詠年次は明治神宮編刊『類纂新輯明治天皇御集』平成二年、同『類纂新輯昭憲皇太后御集』平成二年によった。
- (65) 表2で「不明」とあるのは、公刊御集に未掲載であることを意味する。
- (66) 大隈家編修局編『国民教育東京講演』丁未出版社・明治四十四年・「序」三―四頁。
- (67) 高崎正風「御製に就て」『国民教育東京講演』三二―九頁。
- (68) 例えば末松謙澄が日露戦争時に欧州で行った著述活動が挙げられる。松村正義『ポーツマスへの道』原書房・昭和六十二年・二五―二五四頁、拙稿「日露戦争時の御製にみる明治天皇の「聖徳」」。

(69) 鶴見俊輔「明治天皇伝説」『鶴見俊輔著作集 第三卷』筑摩書房・昭和五十年・一八六頁。

(70) 飛鳥井雅道「日本近代精神史の研究」京都大学学術出版会・平成十四年・三四一頁、Donald・キーン『明治天皇 下巻』新潮社・平成十三年・五三三頁、御厨貴『保守』の終わり』毎日新聞社・平成十六年・一七一―一七二頁。

(71) 福沢諭吉『尊王論』(明治二十一年)・『福沢諭吉全集 第十六卷』岩波書店・昭和三十四年・一七―一八頁。

(72) 『社団法人一徳会要覧』一頁。

(73) なお、新田均氏(『現人神』『国家神道』の幻想)五四―五五頁)が指摘したように、宗教学者の加藤玄智が『我建國思想の本義』(目黒書店・明治四十五年)で「天皇陛下は神様であり現人神、明神即ち活神様である」(八〇頁)という論を展開するに至った背景には、英国人日本学者B・H・チェンバレンの論文「新宗教の発明」(一九一三)に刺激を受け、「日本の宗教道德等の真相を發揮して行くにはもう従来の様な頑迷固陋の国体論ではいけないので……「科学的方法」に由つた新研究に基き……根底から忠君愛国説を立てて来なければならぬ」(二七頁)と自覚したことが挙げられる。加藤の天皇論は大正・昭和期に新たな研究成果を反映させてさらに進展していくが、この問題に関しては新田均『近代政教関係の基礎的研究』大明堂・平成九年・第九章 加藤玄智の「国家的神道」論、島蘭進「加藤玄智の宗教学的神道学の形成」『明治聖徳記念学会紀要』復刊一六・平成七年十二月(同「加藤玄智」、島蘭進・磯前順二編『東京大学神道研究室旧蔵書 目録及解説』東京堂・平成八年他に再録)などが論じている。

(74) 島蘭進「近代日本の修養思想と文明観―新渡戸稲造の場合―」脇本平也・田丸徳善編『アジアの宗教と精神文化』新曜社・平成九年・四〇六―四一〇頁。